

平成30年度 第1回

八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 次第

日時 : 平成30年4月23日(月)
社会福祉審議会終了後
場所 : 801会議室

1. 開 会

2. 委員紹介

3. 議 題

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 地域福祉専門分科会について
- (3) 第3期八王子市地域福祉計画について
- (4) 地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画作成に伴う意見聴取について

4. 今後のスケジュールについて

- (候補日) ①5月18日(金) 午後
②5月25日(金) 午前
③5月16日(水) 午前

5. 閉 会

□配布資料

- ・八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会について
- ・第3期八王子市地域福祉計画
- ・地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画作成に伴う意見聴取について

八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会について

1 分科会の位置づけ

平成 27 年 4 月、中核市移行に伴い設置した社会福祉審議会の分科会の 1 つです。地域福祉に関する事項について調査・審議する組織として位置付けており、市からの諮問事項は次のとおりです。

諮問事項

(1) 地域福祉に関すること

- ・地域福祉計画における重点事業・課題に関する事項について
- ・地域福祉に関する重要事項について

2 会議の進め方

上半期 市からの第 3 期八王子市地域福祉計画における事業報告
計画の進捗管理、事業評価

下半期 次期計画を見据えた地域福祉に関する議論



平成 32 年度 計画の中間評価

3 内容

「第 3 期八王子市地域福祉計画」における重要事項に関すること

- “包括的な相談・支援体制”
- 地域福祉推進拠点
- 地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画 など

*必要に応じて、地域福祉活動団体等を招聘し、意見交換等を行うこともあります。

(参考) 平成 28 年度第 2 回地域福祉専門分科会は、地域福祉推進拠点 石川で
開催し、社会福祉協議会の C S W※との意見交換を行いました。

※ C S W (コミュニティソーシャルワーカー)

…第 3 期八王子市地域福祉計画 52 ページ参照

4 開催頻度

年 3 回程度 ただし、必要に応じ臨時で開催

地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画 作成に伴う意見聴取について

1 社会福祉法人について

- ・ 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立された法人である。
- ・ 市内には 69 法人あり、そのうち本市が所轄する社会福祉法人は、55 法人（主たる事務所が市内にあり、その行う事業が市域を越えないもの。）
- ・ 社会福祉法人は、公益性と非営利性の両面の性格を備えている。

↓

社会福祉法人の行う事業

ア 社会福祉事業（社会福祉法第 2 条）

（ア）第一種社会福祉事業

救護施設、特別養護老人ホーム、障害者支援施設等

※ 経営主体は、原則、行政及び社会福祉法人である。

（イ）第二種社会福祉事業

保育所、老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、生活介護等）等

※ 経営主体の制限は、原則、設けられていない。

イ 公益事業、収益事業（社会福祉法第 26 条）

経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てる事業を行うことができる。

地域包括支援センター、居宅介護支援事業、有料老人ホーム等

2 社会福祉充実計画とは

平成 29 年 4 月(平成 28 年に一部施行)から、社会福祉法人制度が改正された。

公益性・非営利性を確保する観点から、地域社会に貢献する法人のあり方が徹底された。

財務規律の強化 → 社会福祉事業等への計画的な再投資

→ 再投下可能な財産がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討)

社会福祉充実残額の明確化

保有する財産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額を算出

3 社会福祉充実計画の作成・承認手続 ～ 別紙「社会福祉充実計画の作成について」参照

社会福祉充実計画は、社会福祉法人の評議員会での決議を経て、所轄庁(本市)に承認申請があり、所轄庁で内容を確認し承認する。

②地域公益事業を行う場合は、地域福祉専門分科会への意見聴取が必要

4 地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に伴う意見聴取について

地域公益事業とは

社会福祉法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号において、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの」と定義され、社会福祉法第 26 条に規定する公益事業に該当する。

社会福祉法第 55 条の 2 第 6 項で規定する意見聴取については、地域公益事業は、特定の事業に特化されないため、地域福祉全般を所掌する地域福祉専門分科会において行う。

※ 社会福祉法第 55 条の 2 第 6 項

社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

5 昨年度答申のあった計画の進捗状況

(1) 社会福祉法人 同胞援護婦人連盟

事業名 無料塾を中心とした取組

生活保護世帯・住民税非課税世帯等の子どもを対象とした学習支援・軽食(手作りおにぎり)・居場所・家族支援等を提供する

- 意見
- ・ 対象者の選定・募集方法に留意されたい。また、対象とならない者の対応にも留意されたい
 - ・ 子育て世代のニーズを踏まえた事業の実施を、具体的に検討されたい。
 - ・ ボランティア講師への研修や手当の支給について検討されたい。
 - ・ 年度別の事業費について、その内訳を明確にされたい。
 - ・ 今社会福祉充実計画終了後の事業に継続についても留意されたい。

(2) 社会福祉法人 月峰会

事業名 障害者向け就労・自立支援事業

障害者手帳を有してなく、障害者向けの就労支援や日常生活援助を求めている人を支援する。

- 意見
- ・ 立地先については、地域の福祉ニーズを踏まえて検討されたい。
 - ・ 技能習得のみならず、就労につながる訓練等も検討されたい。
 - ・ 事業費の積算を具体的にされたい。

社会福祉充実計画の作成について

- 社会福祉法人が保有する財産のうち、活用可能な財産から事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産額（社会福祉充実残額）を明確化する。
- 社会福祉充実残額がある法人は、既存事業の充実や新規事業の実施に係る計画を作成する。

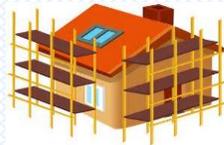
【活用可能な財産】

〔資産－負債等〕



【②施設の建替費用等】

【①事業用不動産等】



【③運転資金】

〔年間支出の3月分〕



事業継続に必要な財産
(=控除対象財産)

【再投下対象財産】 (社会福祉充実残額)



社会福祉充実
残額が生じた
場合のみ

【社会福祉充実計画の作成】

地域公益事業を行う計
画を作成する場合の
み、意見聴取を行う。

社会福祉充実残額の用途は、以下の順に検討の上、法人が作成する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投下する。

第1順位：社会福祉事業

- ・職員に対する給与等の増額、一時金の支給
- ・施設・設備の整備
- ・低所得利用者に対する利用料の減免 等

第2順位：地域公益事業

- ・現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等
孤立死防止のための事業
- ・中山間地域等における移動困難者に対する移送支援
- ・災害時要援護者に対する支援体制の構築 等

第3順位：その他の公益事業

- ・サービスの質の向上のための新たな人材の雇
入れ
- ・施設・設備の整備
- ・新規事業所開設に伴う人材の雇入れ 等